

「部落差別の解消の推進に関する法律」の成立に関する声明

部落差別の解消に向けて、国や地方自治体に対し相談体制の充実や啓発活動などへの取り組みを求める部落差別解消推進法が、今日、9日の参議院本会議で自民・公明両党や民進党、日本維新の会などの賛成多数で可決されて成立しました。

三十三年間続いた「同和対策特別措置法」が終結したその後の同和問題に対する解放を・解消・解決するために人権教育・啓発について、歯止めが掛かり、降り戻しにもどってしまうのかと、懸念していた。

だが、この部落差別解消推進法が参院で可決成立で新たに同和問題を国民に今一度、理解を得て同和問題は国民全体の課題として連帯した同和問題の完全解決・解消に取り組んでいけるのではないかと大きな期待を持たずにはられません。

然しながら、この法律では人権侵害を受けた被害者の救済については、一切、触れられずにいることを鑑みれば、これまでと何ら変わらず、解放・解消・解決を齎さないものと思われるので、更なる法整備を要請して、私共、一般社団法人 全国同和社は同和問題をはじめとする、あらゆる人権問題に立ち向かい無差別平等の社会を築く為に、人権を擁護し、人権の侵犯を未然に防ぐ、専門知識を得ている「人権擁護士」を総員させ、行政局と連帯した取り組みが出来るように強く要請したいと思います。

以上

平成28年12月9日

一般社団法人 全国同和社